

中銀・金融監督当局の自然関連金融リスク管理

～2026年 NGFS パッケージと ECB 優良事例集が示す実装の到達点～

ネイチャー・クライメート領域 上級研究員 鈴木大貴 (050-5473-1979 tsuzuki@sompo-ri.co.jp)

金融安定理事会 (FSB) は 2024 年 7 月、G20 からの要請に基づく調査報告書において、各国当局の自然関連リスクへの対応段階が異なることを初めて国際的に可視化した。気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS) はこれを受け 2026 年 4 月に「2026 年自然パッケージ」を公表し、データ・指標、シナリオ改善、監督の 3 本のノートを通じて「概念化から実装へ」の転換を宣言した。NGFS の監督ノートは 4 ステップと 10 の提言による段階的な監督枠組みを提示するとともに、比例的適用の基準として金融機関の規模ではなく自然依存型セクターへの融資集中度に基づくマテリアリティを採用している。これに次いで欧州中央銀行 (ECB) は同年 5 月に、5 年間の気候・自然監督プログラムの総括として「気候・自然リスク管理優良事例集 (改訂版)」を公表した。バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) に動きはないものの FSB・NGFS・ECB の方向性は収束しており、自然関連リスクへの金融監督対応は欧州固有の問題ではなく国際的な収斂傾向にあると言える。

1. はじめに

2024 年 7 月に金融安定理事会 (FSB) が公表した国際的現状調査 (ストックテイク) を契機に¹、自然リスクへの金融監督対応は国際的なアジェンダに位置付けられた。これを受け、2026 年 4 月にはわが国の日本銀行と金融庁を含む 95 か国・152 機関の中央銀行・金融監督当局が参加する²「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS)」が「2026 年自然パッケージ」を公表し、データ・指標、シナリオ改善、監督の 3 側面から即応可能なツールを体系化した³。さらに同年 5 月には欧州中央銀行 (ECB) が 5 年間の気候・自然監督プログラムの総括として「気候・自然リスク管理優良事例集 (改訂版)」を刊行し、自然リスク管理を独立した監督課題として明示した⁴。

本稿では FSB のストックテイクを起点に、自然リスク管理をめぐる中央銀行・金融監督当局の動向を整理する⁵。

2. FSB スtockテイク : G20 が可視化した自然関連金融リスク監督の現在地

2024 年 2 月、G20 財務相・中央銀行総裁会議は FSB に対し、自然関連金融リスク⁶に関する各国の監督・

¹ FSB, “Stocktake on Nature-related Risks: Supervisory and regulatory approaches and perspectives on financial risk” (2024.7)

² NGFS ウェブサイト「Membership」(visited Mar. 20th, 2026)

³ NGFS, “NGFS provides new tools to manage nature-related financial risks” (2026.4)

⁴ ECB, “Good practices for climate and nature risk management: Observations from the ECB’s five year climate and nature risk programme (2020-25)” (2026.5)

なお、ECB, “Good practices for climate related and environmental risk management: Observations from the 2022 thematic review” (2022.11) が旧版である。

⁵ 本稿は鈴木大貴「ネイチャーファイナンスの胎動①～グローバルな潮流とルール形成～」Insight Plus (SOMPO インスティテュート・プラス、2026.4) の補稿として位置付けられる。

⁶ 本稿では、financial risk(s)を原則として財務リスクではなく金融リスクと訳出する。

規制動向の調査を要請した。FSBは同年7月、30以上のFSBメンバーと国際機関を対象とした初の国際的現状調査「自然関連リスクに関するストックテイク（以下「ストックテイク」）」を公表した⁷。ストックテイクは自然劣化・生物多様性損失を金融システムの安定に関わるリスクとして国際的に定式化した節目となった。

具体的には、FSBは、NGFSが整備してきた自然関連金融リスクの概念枠組み（物理的・移行・内生的リスクの3分類、詳細は後記3（1）参照）が⁸、多くの当局にとって共通の参照基準となっていることを確認した⁹。また、世界の当局が共通して直面する課題も体系的に整理している。データ面では自然リスクへの金融エクスポージャーを測定するための信頼性・一貫性あるデータの不足、モデリング面では従来の金融モデルでは対応困難な自然リスク特有の複雑性、さらに監督コミュニティ・中央銀行と民間セクターの双方における生態学的専門知識の不足が、実装を阻む共通の構造的課題として浮き彫りにされている。また開示分野では、多くの当局が自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）を、気候において気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が果たしたのと同様の自発的な調整役に位置付けていると記している。

ストックテイクの最も重要な知見は、当局間の「対応の温度差」を初めて国際的に可視化した点にある。オランダ銀行（DNB）やECBなど一部の当局は独自分析に基づき自然リスクを「マテリアルな金融リスク」と結論付けている一方、多くの当局はモニタリング段階に留まっており、データ不足や気候対応への優先的リソース配分を理由に着手しない当局も存在することが明らかになった¹⁰。

こうした温度差の背景には基盤整備の蓄積という問題がある。NGFSとECBはいち早く概念枠組みや監督指針の整備を先行させており（詳細は後述）、FSBはNGFSの概念枠組みを共通基盤として採用することで、これを単一機関による提案から国際的な参照点へと昇格させた。本稿が扱う「2026年自然パッケージ」は、FSBが指摘した「データの制約」「モデリング手法の未整備」という共通課題への実務的な回答として位置付けられる。

FSB自身の中長期的な立場にも触れておく。FSBは2021年の気候変動ロードマップにおいて「将来的に、自然を含むより広範なサステナビリティ課題を金融安定アジェンダに含めるかを検討する」と表明しており、ストックテイクはこの検討の第一歩に位置付けられる。TCFDを通じて気候リスクを国際的な監督課題として定着させたFSBが、自然・生物多様性においても同様のガバナンスを発揮するか否かは、今後の制度動向を占ううえで注目すべき論点である。

3. NGFS「2026年自然パッケージ」：ツールボックスの整備

（1）自然リスクが金融リスクに転化するメカニズム

2026年自然パッケージの前提として、まず自然リスクが金融リスクに転化するメカニズムを確認しておきたい。NGFSは自然の劣化から金融リスクへの波及を「図表1」に示す3段階で定式化している。

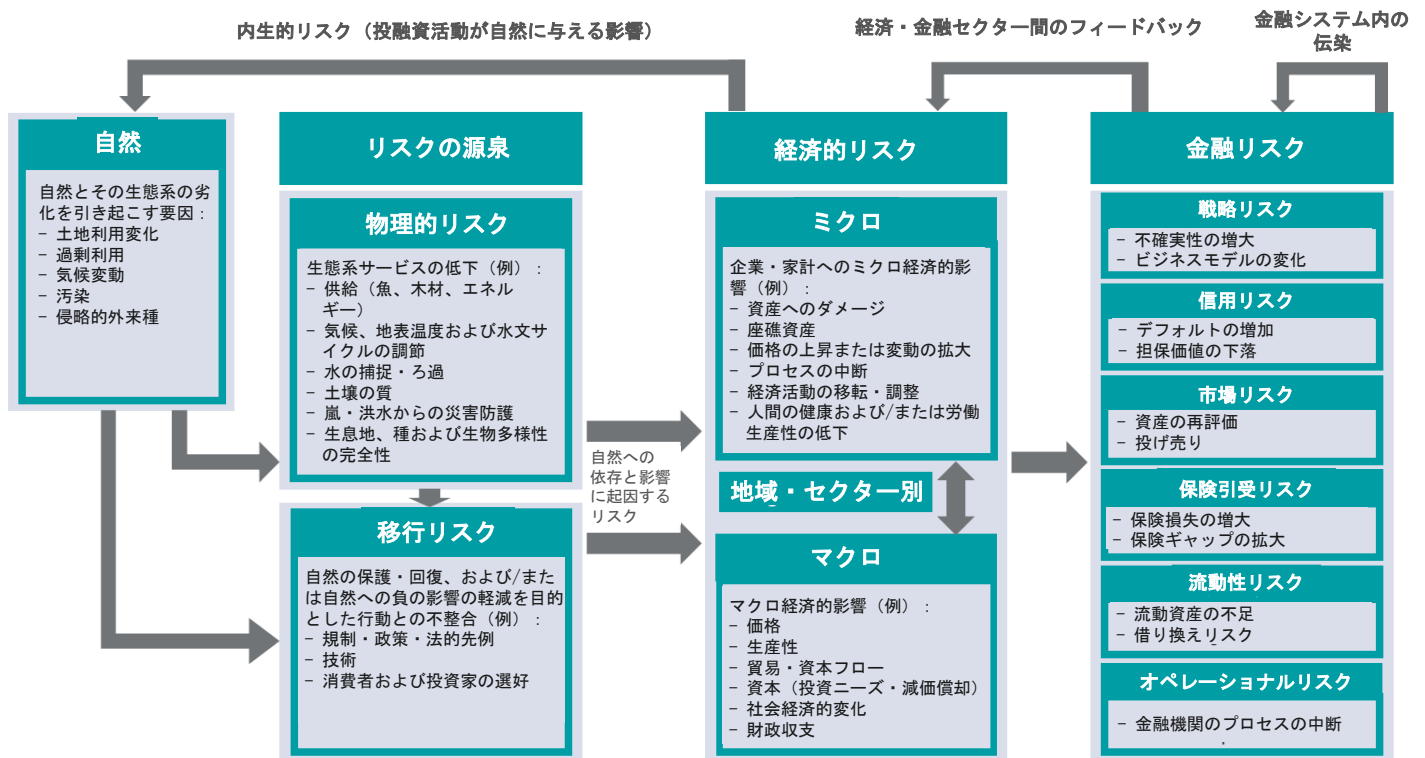
⁷ 前掲注1

⁸ NGFS, “Nature-related Financial Risks: a Conceptual Framework to guide Action by Central Banks and Supervisors” (2023.9)

⁹ FSBストックテイクの調査時点ではベータ版が主な参照基準であり、最終版はFSB報告書と同月に公表された。

¹⁰ 例えば日本の金融庁については「自然関連リスクが金融安定に十分に関連している、あるいは特定の規制・監督枠組みが必要であるとの結論には至っていない」とされている。

◀図表1▶ 自然関連リスク発生から金融リスクへの波及経路



(出典) NGFS, “Nature-related Financial Risks: a Conceptual Framework to guide Action by Central Banks and Supervisors” (2024.7) をもとに作成

第一段階は「リスクの発生源」で、自然の劣化は生態系サービスの低下という「物理的リスク」と、自然保護・回復に向けた規制・市場変化という「移行リスク」の2経路をたどる。第二段階でこれらが企業・家計へのミクロ経済的打撃とマクロ経済全体への波及という形で経済リスクに転化し、第三段階で信用・市場・流動性・保険引受・オペレーショナル・戦略リスクという伝統的な金融リスクカテゴリーに現れる。さらに、金融機関自身の投融資活動が自然を毀損し、それが自らのリスクとして逆流する「内生的リスク」の構造もNGFSは明示しており、これが本パッケージの全体的な問題意識の基盤となっている¹¹。

(2)3本のノートの概要

「2026年自然パッケージ」は、NGFSが2022年3月の「自然関連金融リスクに係る声明」で同リスクへの取組みをマンドート(職責)として正式に位置付けたことを皮切りに¹²、2023年9月にベータ版として公表した概念枠組み、同年12月のシナリオ開発に向けた提言¹³、2024年7月の概念枠組み最終版と段階的に積み上げてきた理論的基盤を受けて、「概念理解から実装へ」のシフトを宣言し、3本のノートを同時刊行したものである¹⁴。パッケージ全体を貫く横断的メッセージは2点である。

¹¹ NGFS, “Nature-related Financial Risks: a Conceptual Framework to guide Action by Central Banks and Supervisors” (2024.7)

¹² NGFS, “NGFS acknowledges that nature-related risks could have significant macroeconomic and financial implications” (2022.3)、NGFS, “Statement on Nature-Related Financial Risks” (2022.3)

¹³ NGFS, “Recommendations toward the development of scenarios for assessing nature-related economic and financial risks” (2023.12)

¹⁴ NGFS, “2026 NGFS Nature package: Foreword and Cover Note” (2026.4)、NGFS, “Summary Note on the Improvement of Modelling Tools for Nature-related Financial Risk Scenarios” (2026.4)、NGFS, “Navigating nature-related data: metrics, sources and uses” (2026.4)、NGFS, “Note on the supervision of nature-related financial risks” 2026/5/21

第一に、「データの制約があっても行動は可能」であり、CO₂ 換算に相当する単一指標は存在しないが、ENCORE（生態系サービスと経済活動の依存度マッピングツール）、産業連関表（I-O table）、TNFD フレームワーク等の既存データセットを活用すれば意味のある進展が可能とする。第二に、「既存の手法はすでに活用可能」であり、システム全体のリスクマッピング、指標を用いた影響測定、ヒートマップ等は整備済みであり、中央銀行・金融監督当局は待たずに動けるとする。

これを踏まえた 3 本のノートから成る 2026 年自然パッケージの概要は〈図表 2〉のとおりである。

〈図表 2〉2026 年自然パッケージの概要

ノート	主な問い	主要内容・ツール	提言・到達点
データ・指標 ノート	自然リスク評価に活用できる指標と手法は何か	<ul style="list-style-type: none"> 金融政策・マイクロ健全性監督等のユースケース別に整理 TNFD の推奨指標から優先 50 指標を絞り込み ケーススタディ：ユーロ圏・マレーシアの生態系依存度分析、オーデル川の水質汚染分析 等 	<ul style="list-style-type: none"> 既存データ・手法で即応可能 先進的な機関では潜在的消失種割合 (PDF) や平均種豊度 (MSA) 等の生態学的指標を活用した定量評価も開始 地理的変動やサプライチェーン依存度の把握に現手法の限界あり
シナリオ改善 ノート	自然リスクのシナリオ分析・モデリングをどう進めるか	<p><主なツール></p> <ul style="list-style-type: none"> DNB の生態系サービス劣化感応度指標 (EDSI：生態系サービスへのショックが銀行の自己資本バッファを毀損する程度を定量化) ECB の自然バリュー・アット・リスク (NVaR：生態系劣化が担保・資産価値に与える影響を確率的に定量化) フランス銀行の農業価格モデル (生態系サービス低下が農業生産性・農産品価格を通じマクロ経済全体に波及するプロセスを定量化) 	<p><5 つのハイレベル^(注) 提言></p> <ol style="list-style-type: none"> グローバルシナリオの整備 学術コミュニティとの協働 既存手法の活用と新手法の補完 検証へのコミットメント 既存気候シナリオとの整合確保
監督ノート	監督当局はどのステップで自然リスク管理を実装するか	<ul style="list-style-type: none"> 本パッケージで実務的含意が最も大きい 監督対話（書面照会・オンサイト検査等）から始め、ストレステストや移行計画への統合へと段階的に発展させる監督枠組みを提示 	4 ステップ・10 提言による段階的監督枠組みを提示

(注) 大枠の、大局的な、といった意味合いである。

(出典) NGFS, “2026 NGFS Nature package: Foreword and Cover Note” (2026.4) ほかをもとに作成

(3) 監督ノートの核心：4 ステップと 10 の提言

2026 年自然パッケージの監督ノートは、ECB によるユーロ圏の企業向け融資の約 75%が少なくともひとつの主要な自然依存を持つ（融資総額約 4.3 兆ユーロのうち約 3.2 兆ユーロが自然に依存する企業向け）との分析や¹⁵、国際通貨基金（IMF）による世界大手銀行 100 行の貸出の 38%が昆明・モンリオール生物多様性枠組み（KM-GBF）実施に伴う移行リスクにさらされるとの試算を引用し¹⁶、前掲〈図表 1〉の波及経路が実際に金融機関のポートフォリオに反映されていることを示している。

〈図表 3〉に、監督ノートで NGFS が提案する 4 段階のアプローチと、それを支える 10 の提言の対応関係を整理した¹⁷。

(2026.4)

なお、野生の花粉媒介・海洋漁業・天然林木材など特定の生態系サービスの崩壊により、2030 年に世界 GDP が年間 2.7 兆ドル（当時の世界 GDP の約 2.3%相当）減少しうるとの世界銀行試算（ただしこれは保守的な推計値であり、対象は一部の生態系サービスに限定されている）を引用している（World Bank Group, “The Economic Case for Nature” (2021.6)）。

¹⁵ Frank Elderson, “The economy and banks need nature to survive” (ECB, 2023.6)

¹⁶ Charlotte Gardes-Landolfini, William Oman et al., “Embedded in Nature: Nature-Related Economic and Financial Risks and Policy Considerations” IMF Staff Climate Notes 2024/002 (IMF, 2024.10)

¹⁷ NGFS, “Note on the supervision of nature-related financial risks” (2026.4)

2026/5/21

◀図表 3▶NGFS の 4 ステップ監督アプローチと 10 の提言

ステップ	概要	対応する 10 の提言
ステップ 1 理解の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自然リスクを特定・評価し、金融安定マנדート（職責）との関連を確認する段階であり、既存の気候リスク監督の枠組みを基盤に拡張するアプローチが有効 ・気候と自然は相互に依存しており（自然劣化が気候変動を加速させ、気候変動が自然劣化を促進する）、移行計画の策定にあたっては両者のトレードオフ（再生可能エネルギー施設建設や重要鉱物採掘が逆に自然を毀損するリスク）も考慮すべき点が明示されている（気候・自然ネクサス） 	<ul style="list-style-type: none"> ①自然リスクの監督マンドートへの組み込みの明確化 ②気候リスク監督との統合（気候は自然の一部として位置付け） ③指標・評価枠組みの強化とデータ開示の促進 ④シナリオ分析・ストレステスト手法の検討
ステップ 2 監督期待の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・初期評価に基づき個別金融機関・市場全体への監督期待を設定 ・重要な点は、比例的適用の基準が「規模」ではなく「マテリアリティ（重要性評価）」に置かれている点で、NGFS はさらに「融資集中度」による比例適用の考え方を示す ・農業・水産業・観光業等への融資集中度が高い地域金融機関は、大規模行と同等以上のリスク管理対応が求められることに留意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤マテリアルなリスクへの明確な監督期待の設定と作業計画・リソース配分 ⑥規模ではなくマテリアリティに基づく比例的適用
ステップ 3 金融機関との対話	<ul style="list-style-type: none"> ・書面照会・オンサイト検査等を通じ実態を把握し進捗を促進 ・農業・観光・漁業等の自然依存型融資先への集中度が高い金融機関が優先的な対話対象として想定 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦リスク管理の実態把握と好事例の公表によるレベルアップ支援 ⑧保険・自然を活用した解決策（NbS）・除外方針等のリスク軽減手段の批判的分析（オフセット機会の限定性・集中リスクを踏まえて）
ステップ 4 監督ツールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自然リスクを信用・市場・オペレーショナルリスク等の既存カテゴリに段階的に統合 ・将来的には自然ストレステストや移行計画への組み込みも視野 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨既存ツールと統合した段階的・比例的な監督措置の実施 ⑩マテリアルな自然リスクの移行計画への組み込み支援

（出典）NGFS, “Note on the supervision of nature-related financial risks” (2026.4) をもとに作成

4. ECB「気候・自然リスク管理優良事例集（改訂版）」：5年の到達点

ECB は 2020 年 11 月に「気候・環境リスク監督指針」を策定し、戦略・ガバナンス・リスク管理・開示にわたる 13 項目の監督期待を設定したことで、本分野における先行的な規制枠組みを確立した¹⁸。2026 年 5 月に、ECB はこの指針を起点とする 5 年間の気候・自然リスク監督プログラムの成果として「気候・自然リスク管理優良事例集（改訂版）」を公表した¹⁹。直接監督下の重要金融機関 60 社以上（全体の過半数）の実践事例を新たに収録した大幅改訂版である。ECB は物価安定マנדートの遂行においても自然劣化を気候変動と同様に重視しており、この認識が 5 年間の監督プログラムを推進した中央銀行としての動機となっている。

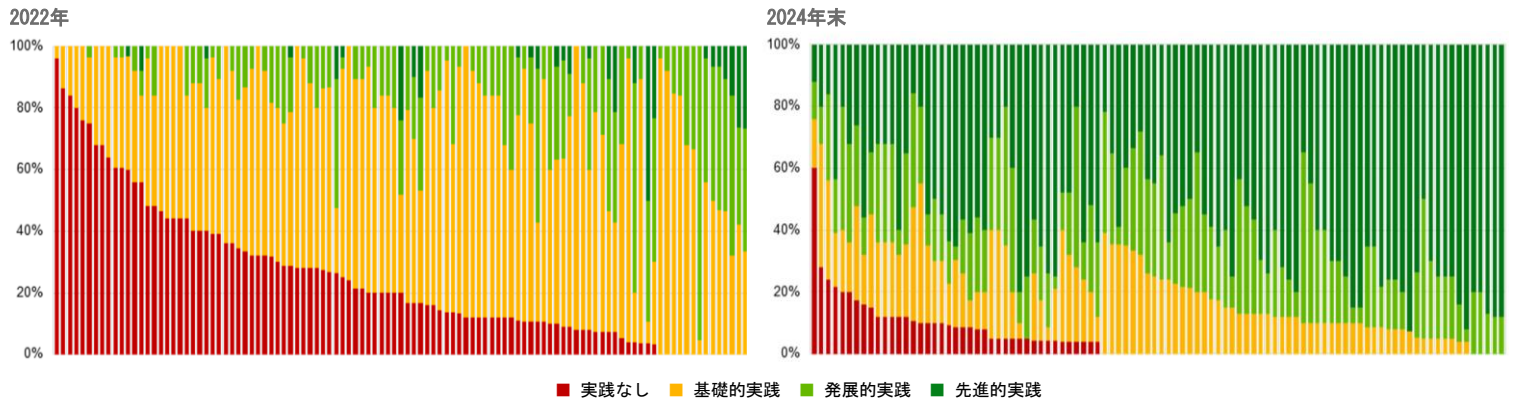
5 年間の変化を最も端的に示すデータが◀図表 4▶の成熟度分布である。2022 年時点では「先進的实践」に分類された機関は 3%に過ぎなかったが、2024 年末時点では 56%に達した。「実践なし」は 25%から 5%に減少した。

¹⁸ ECB, “Guide on climate-related and environmental risks: Supervisory expectations relating to risk management and disclosure” (2020.11)

¹⁹ 2020 年の監督指針策定を起点として積み上げてきた活動を、2026 年の気候・自然リスク管理優良事例集で「5 年間のプログラム」と位置付けた形であり、プログラムに関する独立文書が公表されているわけではない。

◀図表4▶ECBの気候・自然リスク監督期待への適合度の変化（2022年→2024年末）（注）

2022年時点（左）では、全機関の25%が実践なし、54%が少なくとも一部のエクスポージャーについて基礎的実践あり、18%が発展的実践あり、3%が先進的実践ありであった。
2024年末時点（右）では、全機関の5%が実践なし、17%が少なくとも一部のエクスポージャーについて基礎的実践あり、22%が発展的実践あり、56%が先進的実践ありとなった。



（注）本図表は、2022年の気候・自然リスクテーマ別レビューで使用した評価基準に基づく各機関の実践の成熟度を示す。時系列比較の整合性確保のため、進捗評価は2022年時点での基礎的・発展的・先進的実践の定義を基準とする。各機関の実践の健全性に注目しており、全エクスポージャーに対する実践の網羅性を示すものではない。たとえば、当該実践が一部のエクスポージャーにのみ適用されている場合であっても、先進的実践（濃緑）に分類されている機関もある。発展的実践（薄緑）についても同様である。すなわち、ここから先進的・発展的実践の対象となる資産割合は読み取れない。

（出典）ECB, “Good practices for climate and nature risk management: Observations from the ECB’s five year climate and nature risk programme (2020-25)” (2026.5) をもとに作成

さらに同日、ECBは2022年に公表した気候ストレステスト優良事例集を改訂し、自然リスクを明示的に組み込んだ「気候・自然関連リスクのストレステストに関する優良事例集」を別途公表した。ストレステストとは、仮定の経済・環境シナリオのもとで金融機関の損失・資本への影響を試算し、耐性を評価する手法を指す。2022年版が気候リスクを信用リスクに統合する手法に特化していたのに対し²⁰、2026年版は自然リスクのシナリオ設定・データ戦略・モデリング手法を新たに追加しており、NGFSの4ステップが「将来的な課題」として示したストレステストへの自然リスク統合を、ECBが実務レベルで先行的に具体化したものと位置付けられる。欧州銀行監督機構（EBA）が2025年11月に公表した環境シナリオ分析ガイドライン（2027年1月適用開始）²¹とも連動しており²²、自然リスクのストレステスト手法が欧州で標準化されていく流れにある。

また、2026年1月にはEBAのESGリスク管理ガイドラインが大規模機関に適用開始されており、法規制との連動が一段と強まっている。同ガイドラインは気候・自然を含む環境リスク全般を対象とするが、こうした環境リスクの実践が「大半のEU機関でなお萌芽的」と認定しながらも行動への準拠努力を強く求める点で、NGFSパッケージの「データの制約があっても行動は可能」というメッセージと方向性を共有している（ただし、気候を先行軸として段階的に自然リスクを統合する設計となっている）²³。

なお、「気候・自然リスク管理優良事例集（改訂版）」の最大の特徴は、自然リスク管理を気候から独立さ

²⁰ ECB, “ECB report on good practices for climate stress testing” (2022.12)

²¹ EBA, “Final Report: Guidelines on environmental scenario analysis” (2025.11)

²² ECB, “ECB report on good practices for climate and nature-related risk stress testing” (2026.5)

²³ 中小機関は2027年1月11日から適用開始となる。対象はESGリスク全般（気候・自然・社会・ガバナンス）で、自然リスクを含む環境リスクを信用・市場・オペレーショナル等の既存リスクカテゴリーの潜在的なリスク要因として統合することを求める。ストレステストは気候関連ファクターから開始する規定で、自然リスクのシナリオ要件は前掲注21のガイドラインで詳細化されている（EBA, “Final Report: Guidelines on the management of environmental, social and governance (ESG) risks” (2025.1)）。

せた点にある。

①重要性評価、②ガバナンスとリスクアペタイト、③デューデリジェンスとリスク分類、④リスク軽減措置、⑤資本賦課（ICAAP：内部資本十分性評価プロセス）の5項目について欧州主要行の実践を具体的に示している。

④リスク軽減措置において、自然リスクが高い融資先へのダイベストメント（投融資の引き上げ）を即座に選択するのではなく、顧客の事業転換を支援する移行ファイナンスを優先するアプローチを推奨しており、リスク管理と取引関係の継続を両立する視点を ECB が強調している点は特筆に値する。⑤ICAAP への自然リスク統合については「方法論がまだ初期段階」としつつも定量化の試みを含む先行事例を掲載している。

さらに付録として「ネイチャーウォッシュ（見せかけの自然配慮対応）」への法的訴訟リスクを取り上げた点も、開示の実効性を監督側が問い直す視点として注目される。NGFS は 2024 年 7 月に自然関連訴訟の動向を分析したレポートを公表しており、生物多様性損失・森林破壊・海洋劣化などを訴訟の主要トレンドとして特定するとともに、気候訴訟の成功事例に触発される形で金融機関を直接標的とした訴訟が増加していくと予測している²⁴。今回の付録は ECB がこの流れを監督実践に落とし込んだものとして位置付けられる。

もともと、多くの銀行が自然リスクの重要性評価を実施している一方、約 3 分の 2 はその結果を体系的なリスク管理行動に結び付けておらず、自然リスク専用の主要リスク指標（KRI）を定義している銀行はごく少数に留まると ECB は指摘しており、評価と管理の間の溝は依然大きい²⁵。

5. おわりに

FSB が「各当局の現在地」を可視化し、NGFS が「実装のためのツールボックス」を整備し、ECB が「5 年間の先行実践」を提示した。G20 による要請に始まるこの連鎖は、自然関連リスクへの金融監督対応が「欧州固有の問題」ではなく「G20 レベルで方向性が収束した国際的なアジェンダ」になりつつあることを示している。NGFS の 4 ステップが示す監督ロードマップと、ECB が 5 年かけて実証した規制ロードマップの有効性は、日本の金融当局・金融機関が収束点に向けて歩む際の実務上のリファレンスとして参照価値が高い。

こうした収束の実態は、2026 年 3 月の NGFS 年次全体会議における ECB 理事エルダーソン氏の発言にも垣間見える。「今月中に NGFS が監督当局向けガイドを公表する」と自然パッケージを自ら予告した（実際には公表が遅れた）。同演説でエルダーソン氏が 150 以上の政府が承認した生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）の最新報告書を引用しつつ²⁶、「自然を破壊し続ければ、経済活動も破壊し続けることになる。これはリスクの急増、物価の上昇、そして社会のあらゆる分野と国境を越えた不安定化につながる」と述べ、「不作為は決して中立ではない」と各国当局に行動を促したことは²⁷、ECB が NGFS の課題設定に積極的に関与する共同設計者の立場にあることを示唆している。さらに 2026 年 5 月には NGFS 議長が交代が発表された。7 月付で DNB 総裁かつ ECB 政策理事会メンバーでもあるスレイベン氏が新議長に就任し、「気候・自然リスクを、マクロ的に重要なリスクおよびミクロの健全性監督上のリスクとしてどう評価・管理するかに落とし込む（translate）ことが、現在最大の課題だ」と述べた

²⁴ NGFS, “Nature-related litigation: emerging trends and lessons learned from climate-related litigation” (2024.7)

²⁵ ECB, “Good practices for advancing climate and nature-related risk management” (2026.5)

²⁶ Jones Matt et al., “Summary for policymakers of the methodological assessment of the impact and dependence of business on biodiversity and nature’s contributions to people (business and biodiversity assessment)” (IPBES, 2026.2)

²⁷ Frank Elderson, “Nature in decline, economy on the line: the importance of international cooperation for managing nature-related risks” (ECB, 2026.3)

28. 生態系サービス劣化感応度指標（EDSI）を開発した DNB の総裁が NGFS を率いることは、ECB との連続性を保ちながら「概念から実装へ」という路線がさらに深化していく方向性を予感させるものと言える。

ただし、国際銀行規制の中核を担うバーゼル銀行監督委員会委員会（BCBS）は 2025 年 6 月に気候関連金融リスクの開示枠組みを公表したものの任意適用に留まり自然リスクは現時点でスコープ外である²⁹。NGFS と ECB が先行する「監督実装」の動きが、グローバルな最低基準（バーゼル規制）に反映されるまでにはなお時間を要すると見られる点も付記しておく。

《参考図表》本稿で使用した主な頭字語一覧（アルファベット順）

頭字語	日本語	種別
BCBS	バーゼル銀行監督委員会	国際機関
DNB	オランダ銀行	中央銀行
EBA	欧州銀行監督機構	監督機関
ECB	欧州中央銀行	中央銀行
EDSI	生態系サービス劣化感応度指標	指標
FSB	金融安定理事会	国際機関
G20	20 か国・地域	国際的枠組み
ICAAP	内部資本十分性評価プロセス	監督プロセス
IMF	国際通貨基金	国際機関
IPBES	生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム	国際機関
KM-GBF	昆明・モントリオール生物多様性枠組み	国際枠組み
KRI	主要リスク指標	指標
MSA	平均種豊度	生態学的指標
NbS	自然を活用した解決策	概念
NGFS	気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク	国際ネットワーク
PDF	潜在的消失種割合	生態学的指標
TNFD	自然関連財務情報開示タスクフォース	開示枠組み

本資料は、情報提供を目的に作成しています。正確な情報を掲載するよう努めていますが、情報の正確性について保証するものではありません。本資料の情報に起因して生じたいかなるトラブル、損失、損害についても、当社および情報提供者は一切の責任を負いません。

²⁸ NGFS, “Olaf Sleijpen, president of De Nederlandsche Bank, to take chair of NGFS on 1st of July” (2026.5)

²⁹ BCBS, “A framework for the voluntary disclosure of climate-related financial risks” (2025.6)